

# 小野市空家等対策計画

## 資料編

兵庫県小野市

## (1) 小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第16号）

### （目的）

第1条 この条例は、市内における空家等の管理の適正化を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって良好な生活環境の保全並びに市民生活の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する法第2条第1号に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家等のうち、所有者による適切な管理が行われていないことにより、次に掲げるいずれかの状態に該当する空家等をいう。
  - ア 空家等の屋根、壁、支柱等の主要な部分が破損、腐食等していることにより、そのまま放置すれば台風等の自然災害による倒壊又は当該空家等に用いられた瓦その他の建築資材の飛散等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - イ 不特定者の侵入による火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
  - ウ 雑草が繁茂し、廃棄物の不法投棄場所、野犬野良猫の住家又は病虫害若しくは悪臭の発生場所になる等周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態
  - エ 立木の繁茂、腐朽又は倒壊により道路や近隣敷地に支障が出ている状態
- (3) 所有者 市内に所在する空家等の所有権を有する者又は管理をする者をいう。

### （空家等に関する指導等）

第3条 市長は、空家等の所有者に対し、その所有者の空家等が特定空家等の状態になってしまわないように、空家等の有効活用に必要な指導又は支援を行うことができる。

### （自治会からの情報提供）

第4条 市民は、空家等が不適正な管理により特定空家等の状態となり、周辺環境に悪影響を及ぼしていると認めた場合は、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下「自治会」という。）を通じて、市長に対し、その旨の情報を提供するものとする。

### （立入調査等）

第5条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けた場合又は必要があると認めた場合は、速やかに、当該空家等に係る状態を把握するため、指定した職員に法第9条第2項に規定する立入調査等を行わせることができる。

- 2 前項の場合において、指定された職員は、その身分を証する証明書を携帯し、所有者又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

### （特定空家等の認定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する立入調査等を行った結果、明らかに特定空家等と認められる場合は、当該空家等を特定空家等と認定し、特定空家等認定リストに掲載するものとする。

- 2 前項において特定空家等の認定までには至らなかった場合は、当該管理不十分な所有者に対し、市長は、管理方法の改善等の措置を講ずるよう指導するものとする。

### （特定空家等跡地の有効活用）

第7条 自治会が前条第1項の規定により認定された特定空家等の所有者の同意を得て、当該特定空家等の撤去を行いその跡地を地域の広場その他地域の交流活動の場として活用する事業計画を提案した場合には、市長はその自治会に対して当該特定空家等の撤去に要する費用の一部について補助金の交付を行うことができる。

- 2 市長は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する区域をいう。）内に存する前条第1項の規定により認定された特定空家等の所有者から、当該特定空家等の跡地利用に係る申出があった場合において、その特定空家等の跡地を防災上又は公益上有効に活用できると特に認めたときは、当該特定空家等の撤去を行い、跡地の整備管理を行うことができる。

### （特定空家等に対する措置等）

第8条 市長は、自治会からの要請に基づくもののほか特に必要と認めた場合は、第6条第1項の規定により認定された特定空家等の所有者に対し、法第14条第1項から第13項まで（第9項及び第10項を除く。）の必要な措置をとるものとする。

（行政代執行）

第9条 市長は、前条の規定に基づく法第14条第3項の規定による命令を受けた者が、なお、当該命令に従わず、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自らその義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を命令の対象者から徴収することができる。

2 前条の規定に基づく法第14条第3項に規定する必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて法第14条第1項の指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため同条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、議会の議決を経て、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（危険予防措置）

第10条 市長は、第8条の規定による指導が行われるべき者を過失なく確知することができず、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認めるとき、又は急迫した現在の危険を避けるため第8条及び前条の規定による措置をとる暇がないと認めるときは、立入禁止看板の設置その他原状回復が可能な範囲において必要な措置を講ずることができる。

（警察その他の関係機関との連携）

第11条 市長は、緊急を要する場合は、兵庫県小野警察署その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、空家等の適正管理に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 小野市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年規則第24号）

（趣旨）

第1条 この規則は、小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義による。

（自治会からの情報提供）

第3条 条例第4条の規定による自治会からの情報提供は、自治会の代表者が、空家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法により行うものとする。

（調査会の設置）

第4条 条例第5条第1項に規定する立入調査等を行うため、空家等実態調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2 調査会は、市長が指名した職員で構成し、別表第1のとおりとする。

3 調査会の構成員が携帯する条例第5条第2項に規定する身分を証する証明書は、小野市職員の身分証明書に関する規程（昭和36年小野市訓令第1号）第1条に規定する身分証明書とする。

（調査会の所掌事務）

第5条 調査会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 情報提供のあった空家等について、条例第5条第1項に規定する立入調査等を行うこと。

(2) 前号の調査結果について、調査報告書を作成すること。

(3) 前号で作成した調査報告書を第8条に規定する特定空家等認定審査会に提出すること。

（調査会の運営）

第6条 調査会に、会長及び副会長を置き、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

2 会長及び副会長は、市民安全部に所属する者をもって充てる。

3 会長は、調査会を招集し、調査会の構成員に前条第1号に規定する立入調査等を命ずることができる。

4 前条第2号に規定する調査報告書の作成に当たっては、調査会の構成員の過半数以上の合議によらなければならないものとする。

（立入調査等事前通知）

第7条 市長は、立入調査等を実施する場合には、その7日前までに、立入調査等実施通知書（様式第2号）により、空家等の所有者に通知しなければならない。この場合において、所有者を確認することができないとき、又はその所有者の所在を確認することができないときは、公示の方法により、これを行うことができる。

（審査会の設置）

第8条 調査会が行った空家等の立入調査等に基づき、当該空家等の特定空家等認定審査等を行うため、特定空家等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成員は、別表第2のとおりとする。

（審査会の所掌事務）

第9条 審査会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 調査会から提出された調査報告書に基づき、特定空家等と認定するか否かの審査を行い、その結果を市長に報告すること。

(2) 特定空家等認定リスト（様式第3号）に掲載された空家等について、除却、修繕その他必要な措置について検討を行い、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）第14条第2項及び第3項の規定に基づく勧告及び命令すべき内容を市長に報告すること。

(3) 法第14条第6項の規定に基づく意見の聴取を行うこと。

（審査会の運営）

第10条 審査会に会長及び副会長を置き、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

- 2 審査会の会長には副市長を充て、会長が会議を招集する。
- 3 審査会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開催することができない。
- 4 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 5 審査会の会議は、非公開とする。ただし、法令に定めのあるとき又は及び審査会が特に必要と認めるときは、公開することができる。

(自治会への通知)

第11条 市長は、審査会の審査結果を、それぞれの地域の自治会に対し、特定空家等認定審査結果通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(特定空家等跡地の有効活用)

第12条 条例第7条第1項に規定する特定空家等撤去に要する費用に係る自治会への補助金の交付については、市長が別に定める。

(自治会からの要請)

第13条 特定空家等と認定された空家等に対する条例第8条の規定による自治会からの要請は、自治会の代表者が、空家等に関する要請書(様式第5号)を市長に提出する方法により行うものとする。

(所有者に対する指導)

第14条 市長は、条例第6条第2項及び法第14条第1項に規定する指導を行おうとする場合は、空家等の適正管理通知書(様式第6号)により行うものとする。

(勧告)

第15条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を行おうとする場合は、空家等の適正管理勧告書(様式第7号)により行うものとする。

- 2 勧告を行う場合の相当な期限とは、90日を限度として、除却、修繕等に必要な措置が施工可能な期限とする。

(命令)

第16条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を行おうとする場合は、空家等の適正管理命令書(様式第8号)により行うものとする。

- 2 命令を行う場合の相当な期限とは、60日を限度として、除却、修繕等に必要な措置が施工可能な期限とする。
- 3 市長は、法第14条第4項の規定による通知を行おうとする場合は、空家等の適正管理命令事前通知書(様式第9号)により行うものとする。
- 4 前項の通知書の交付を受けた者又はその代理人は、市長に対し意見書(様式第10号)を提出するものとする。ただし、法第14条第5項の規定により、当該者が意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求するときは、市長に対し意見聴取機会の請求書(様式第11号)により行うものとする。
- 5 市長は、法第14条第6項の規定による意見の聴取を行うときは、意見聴取実施通知書(様式第12号)により行うものとする。
- 6 市長は、法第14条第11項の規定による標識の設置等を行う場合は、空家等の適正管理命令標識(様式第13号)により行うものとする。

(行政代執行)

第17条 市長は、条例第9条第1項の規定による代執行を行うときは、所有者に対して相当の履行期限を定めた戒告書(様式第14号)を送付し、所定の期限までに義務を履行しない者に対し、代執行の時期及び費用の概算を示した代執行令書(様式第15号)により通知して行うものとする。

- 2 市長は、条例第9条第2項の規定による代執行を行うときは、相当の履行期限を定めた代執行公告書(様式第16号)により公告を行うものとする。
- 3 前2項の規定に基づいて行う代執行に当たっては、執行責任者が立ち会い、その者が執行責任者であることを示す代執行責任者証(様式第17号)を携帯し、所有者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、代執行に要した費用の徴収告知を行うときは、代執行を受けた者に対し、代執行の完了した日から20日以内に納付額告知書(様式第18号)により通知するものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小野市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小野市空家等の適正管理に関する条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

空家等実態調査会

所属職名	
総合政策部	企画政策グループリーダー
総務部	総務課長 市民サービス課長 税務課長
市民安全部	地域安全グループリーダー 生活環境グループリーダー
市民福祉部	市民課長
地域振興部	まちづくり課長 道路河川課長
消防本部	予防課長

別表第2（第8条関係）

特定空家等認定審査会

職名	
会長	副市長
	総合政策部長
	総務部長
	市民安全部長
	市民福祉部長
	地域振興部長
	消防長

空家等に関する情報提供書

年 月 日

小野市長 様

自治会名：

代表者氏名： 印

当自治会内に所在する下記の空家等について、周辺環境に悪影響を及ぼしているものと考えますので、その対策を図るため、特定空家等に該当するか否かの調査をお願いいたします。

記

1 所在地

2 構造・用途

3 所有者 住所：  
氏名：

4 上記空家等の状態

空家等の屋根、壁、支柱等の主要な部分が破損、腐食等していることにより、そのまま放置すれば台風等の自然災害による倒壊又は当該空家等に用いられた瓦その他の建築資材の飛散等著しく保安上危険となるおそれのある状態

不特定者の侵入による火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態

雑草が繁茂し、廃棄物の不法投棄場所、野犬野良猫の住家又は病虫害若しくは悪臭の発生場所になる等周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態

立木の繁茂、腐朽又は倒壊により道路や近隣敷地に支障が出ている状態

5 その他の情報

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

立入調査等実施通知書

あなたが所有又は管理されている下記の物件について、周辺環境に悪影響を及ぼしているとの情報が寄せられていますので、その実態について、空家等への立ち入りを含め、下記の日程で調査させていただきたいので、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 立入調査等の対象となる空家等  
所在地  
構造・用途
- 2 立入調査等の日時 年 月 日 午前・午後 時から
- 3 立入調査等の趣旨及び内容

小野市空家等の適正管理に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第5条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けた場合又は必要があると認めた場合は、速やかに、当該空家等に係る状態を把握するため、指定した職員に法第9条第2項に規定する立入調査等を行わせることができる。

2 前項の場合において、指定された職員は、その身分を証する証明書を携帯し、所有者又は関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

特定空家等認定リスト	
No	認定年月日 年 月 日
家屋	所在地 構造・用途 造 葺 建 所有者
敷地	地 目 面 積 所 有 者
特定空家等認定項目 <input type="checkbox"/> 条例第2条第2号ア該当 <input type="checkbox"/> 条例第2条第2号イ該当 <input type="checkbox"/> 条例第2条第2号ウ該当 <input type="checkbox"/> 条例第2条第2号エ該当	
その他の状況記録（写真、付近の状況等）	
備考	

様

小野市長

印

特定空家等認定審査結果通知書

貴自治会の区域内にある空家等につきまして、立入調査等及び特定空家等認定審査を行った結果、下記のとおり結果となりましたので、通知いたします。

記

1 立入調査等を行った空家等

所在地

構造・用途

所有者 住所  
氏名

2 上記の空家等について、特定空家等と（認定・不認定）いたしました。

3 上記の理由

空家等に関する要請書

年 月 日

小野市長 様

自治会名：

代表者氏名：

印

このたび特定空家等として認定されました当自治会の区域内に所在する下記の物件について、小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号）第9条の規定により、空家等の所有者に対する指導を行うよう、自治会の総意に基づき要請いたします。

なお、当自治会は、市が実施する調査又は措置に対し、全面的な協力をを行います。

記

1 対象物件

所在地

構造・用途

所有者 住所：

氏名：

2 自治会の意見

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

空家等の適正管理通知書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号、以下「条例」という。）第2条第2項に該当する特定空家等に該当し、周辺環境に悪影響を及ぼしておりますので、下記のとおり管理方法の改善等の必要な措置を速やかに講ずるよう、条例第6条第2項及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項の規定により指導いたします。

記

- 1 対象物件の表示  
所在地  
構造・用途
- 2 物件の現状及び行うべき改善措置内容

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

### 空家等の適正管理勧告書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、 年 月 日付け 第 号で、管理方法の改善等の必要な措置を講ずるよう指導したところですが、現在も改善されず、管理不全な状態のままです。履行期限までに下記に掲げる措置を講ずるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項の規定により勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同法第14条第3項の規定により、当該勧告による措置を講ずるよう命ずることがありますので、あらかじめ申し添えます。

### 記

- 1 対象物件の表示  
所在地  
構造・用途
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者 職名：  
氏名：
- 5 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

### 空家等の適正管理命令書

あなたが所有又は管理されている下記の物件は、下記のとおり指導、勧告を行ってきましたが、履行期限を過ぎても勧告に係る措置が講じられておりません。

よって、下記の履行期限までに下記に掲げる勧告に係る措置を講ずるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定により命令します。

#### 記

- 1 対象物件の表示  
所在地  
構造・用途
- 2 これまでの指導、勧告の経緯
- 3 物件の現状及び行うべき改善措置内容
- 4 履行期限

#### <教示>

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に小野市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1による審査請求をした場合は、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、小野市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することもできます。
- 3 なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

空家等の適正管理命令に係る事前通知書

あなたが所有又は管理されている下記の物件は、下記のとおり指導、勧告を行ってきましたが、履行期限を過ぎても勧告に係る措置が講じられておりません。

このまま措置が講じられない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、小野市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象物件の表示  
所在地  
構造・用途
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先  
送付先：小野市 町 番地  
宛
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

小野市長 様

住所  
氏名

印

意見書

様式第11号（第16条関係）

年 月 日

小野市長 様

住所  
氏名

印

意見聴取機会の請求書

空家等の適正管理命令に係る事前通知書で通知のあった空家等の適正管理につきましては、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

意見聴取実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第6項の規定による意見の聴取を実施します。

記

- 1 意見の聴取の実施日時 年 月 日 時 分
- 2 実施場所 小野市 町 番地
- 3 命じようとする措置

・意見の聴取に代理人が出席する場合には、委任状を意見の聴取の前日までに提出してください。

様式第13号（第16条関係）

空家等の適正管理命令標識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象物件の表示  
所在地  
構造・用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者 職名：  
氏名：
- 5 措置の期限 年 月 日

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

### 戒 告 書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、あなたに対し、 年 月 日付け第 号で、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命令したところですが、履行期限を過ぎてもその義務が履行されておりません。

よって、 年 月 日までに、命令どおり義務を履行されない場合は、小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号）第9条第1項及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき、本市がこれを代執行しますので、同法第3条第1項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要する費用は、小野市空家等の適正管理に関する条例第9条第1項及び行政代執行法第2条の規定に基づき、あなたから徴収しますので、念のため申し添えます。

### 記

- 1 対象物件の表示  
所在地  
構造・用途
- 2 必要な措置の内容
- 3 履行期限

#### < 教 示 >

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に小野市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1による審査請求をした場合は、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、小野市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することもできます。
- 3 なお、この処分の日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。

住所(又は所在地)

氏名(又は名称) 様

小野市長 印

### 代執行令書

あなたが所有又は管理されている下記の物件については、あなたに対し、 年 月 日付け第 号で、 年 月 日までに命令どおり義務を履行するよう戒告しましたが、履行期限までに義務が履行されませんでしたので、小野市空家等の適正管理に関する条例(平成24年小野市条例第16号)第9条第1項及び行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条の規定により、下記のとおり、代執行を行い、その費用をあなたから徴収しますので、行政代執行法第3条第2項の規定に基づき通知します。

### 記

1 対象物件の表示

所在地  
構造・用途

2 代執行を行う事項

3 代執行期日

4 代執行責任者

職 名  
氏 名

5 代執行に要する費用の概算見積額 円

※上記費用は、概算見積額であり、実際に要した費用の額は、後日納付額告知書により通知するので、送付された納付書により納付すること。

#### <教示>

- 1 この処分不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に小野市長に対し審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1による審査請求をした場合は、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、小野市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、提起することもできます。
- 3 なお、この処分の日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。

様式第16号（第17条関係）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号、以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等について、法第14条第3項の規定により必要な措置をとるよう命じたいが、所有者の所在等特定ができないため、小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号）第9条第2項および法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

小野市長

印

記

1 対象物件の表示

所在地

構造・用途

2 命じようとする措置の内容

3 措置の期限 年 月 日

4 措置が履行されなかった場合の措置

(1) 対象となる特定空家の所有者が、措置の期限までに、命じようとする措置を履行しなかったときは、市が所有者に代わり執行する。

(2) 市が代執行した場合は、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により所有者から徴収し、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わない。

様式第17号（第17条関係）

代執行責任者証

（表面）

代執行責任者証	
(写真)	所属 職名 氏名 生年月日                      年 月 日
上記職員は、空家等に係る措置の代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
小野市長                      印	

（裏面）

注意
1 この証票は、空家等に係る措置の代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。
2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第18号（第19条関係）

様

納付額告知書

金 円也

納付指定期日 年 月 日

小野市空家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号）第9条第1項及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づき、 年 月 日に当市が実施した代執行に要した費用は、上記のとおりですので、指定期日までに支払っていただくよう告知します。

なお、指定の期日までに支払われない場合は、行政代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により強制徴収を行う場合があります。

年 月 日

小野市長

印

### (3) 小野市まちなか広場整備事業補助金交付要綱（平成18年告示第46号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民が有効利用できるまちなかの広場を確保するために、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下「自治会」という。）が計画を立てて実施する当該自治会の区域内の空き家等の解体撤去、土地の整備等（以下「整備事業」という。）に要する費用の一部を市が補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象の整備事業）

第2条 この要綱による補助の対象は、自治会が実施する次の各号に掲げる目的に供するための整備事業とする。

- (1) 防災倉庫の建設、災害ゴミの一時集積場、延焼防止の空き地等防災対策を目的とする使用に供するための整備事業
- (2) ゲートボール場、児童の遊び場等の高齢者、児童等のための広場の使用に供するための整備事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか整備事業に係る空き家等が小野市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年小野市条例第16号）第7条の規定により廃屋と認定された場合における整備事業で、地域住民が有効利用できる広場の使用に供するためのもの

2 整備事業に係る土地は、整備事業完了後10年間以上は、前項各号に掲げる目的のために使用しなければならない。

（補助対象の経費）

第3条 補助の対象とする整備事業に要する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家等の建築物がある場合は、当該建築物の解体撤去及び廃材等の運搬処分には要する経費並びに当該敷地に係る除草、樹木の伐採、運搬処分及び不陸整正に要する経費
- (2) 空き家等の建築物がない場合は、除草、樹木の伐採、運搬処分及び不陸整正に要する経費（補助金の額）

第4条 前条の規定による補助の対象とする整備事業に要する経費に対する補助金の額は、別表により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃屋と認定された場合における整備事業で、第2条第1項第1号又は第2号に該当するものは、別表補助率の欄中「2分の1」とあるのは「5分の4」と読み替えて、算出した額とする。

（補助の申請）

第5条 整備事業の補助金を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、まちなか広場整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施の位置図
- (2) 工事費用見積書
- (3) 空き家等の建築物及び当該敷地の土地所有者の同意書又は貸借契約書
- (4) 空き家等の建築物及び当該敷地の土地に関する登記事項証明書
- (5) 現況写真

2 前項第3号に規定する貸借契約書は、整備事業完了後10年以上の期間を定めて当該土地を補助対象となる目的による使用ができる旨が明記されていなければならない。

3 空き家等の建築物及び当該敷地の土地に私権の設定その他担保物権が設定されている場合は、当該所有者又は申請者によってこれらを抹消し、又はこれらについて抹消に相当する必要な措置を講じなければならない。

（補助の決定等）

第6条 市長は、前条に基づく申請を受理したときは、補助の可否を決定し、まちなか広場整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 申請者は、前条の決定通知書を受けた後、整備事業実施の内容に変更が生じる場合には、まちなか広場整備事業補助金交付変更申請書（様式第3号）に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請を受理したときは、再度補助の要否を決定し、まちなか広場整備事業補助金交付変更承認（不承認）通知書（様式第4号。以下「変更承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（事業の着工）

第8条 申請者は、市長から第6条に規定する決定通知書による通知があるまで、整備事業の着工をしてはならない。

2 申請者が前条第1項の変更申請をした場合においては、市長から前条第2項の変更承認通知書による決定があるまでは、整備事業の変更部分の工事をしてはならない。

（補助金の交付）

第9条 申請者は、整備事業完了後速やかにまちなか広場整備事業完了届（様式第5号。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 完了写真

(2) 工事費用領収書（明細を明記したもの）

2 市長は、前項の完了届を受理したときは、その内容を調査及び検証し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、まちなか広場整備事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 前項の確定通知書を受けた申請者は、まちなか広場整備事業補助金請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。

4 市長は、申請者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（広場の管理）

第10条 補助金の交付を受けた自治会（以下「補助自治会」という。）は、補助対象目的を達成するために、広場の維持及び管理に努めなければならない。

2 広場の維持及び管理に要する費用は、補助自治会が負担するものとする。

（目的外の一時的使用）

第11条 補助自治会は、完了届に記載した工事完了日（以下「工事完了日」という。）から10年を経過するまでに、整備事業に係る土地を補助金交付申請時と異なる目的で一時的に使用する場合は、まちなか広場整備事業目的外使用届（様式第8号。以下「目的外使用届」という。）を市長に提出し、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項に基づく目的外使用届を受理したときは、その内容を審査し、その結果をまちなか広場整備事業目的外使用届の審査結果通知書（様式第9号。以下「審査結果通知書」という。）により補助自治会に通知するものとする。この場合において、補助金の返還が必要と認めるときは、補助自治会に対してまちなか広場整備事業補助金返還命令書（様式第10号。以下「返還命令書」という。）により補助金の返還を求めることができる。

3 市長は、補助自治会が整備事業に係る土地を補助金交付申請時と異なる目的で使用していると認めるときは、補助自治会に対して目的外使用届の提出を求めることができる。

（用途変更及び補助金の返還）

第12条 補助自治会は、工事完了日から10年の期間が経過するまでに、整備事業に係る土地を補助目的以外に変更する場合は、前条第1項の目的外使用届を市長に提出し、補助金の返還について指示を受けなければならない。

2 市長は、前項に基づく目的外使用届を受理したときは、その内容を審査し、審査結果通知書によりその結果を通知するとともに、返還命令書により補助金の返還を求めるものとする。

3 市長は、補助自治会から目的外使用届の提出がない場合であっても、整備事業に係る土地を補助目的以外に変更していると認めるときは、補助自治会に対して返還命令書により補助金の返還を求めることができる。

4 補助金の返還額は、交付済み補助金の額を10で除して得た額に整備事業に係る土地を補助目的で使用した年数を乗じて得た額を、交付済み補助金の額から減じて得た額とする。この場合において、整備事業に係る土地を補助目的で使用した期間に1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 市長から第11条及び前条の規定により補助金の返還を命じられた補助自治会は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条の規定の例により計算した加算金及び延滞金を納期日までに市長に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助金の算出方法

家屋がある場合	1m <sup>2</sup> 当たりの工事単価	総額の上限	補助率
	家屋 1m <sup>2</sup> 当たり 11,000 円 土地 1m <sup>2</sup> 当たり 1,000 円		250 万円
予算の範囲内で、次に掲げる額のうち最も少ない額を補助基準額とし、補助金の額は、補助基準額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)とする。 (1) 次に定める額の合計額 ア 家屋1m <sup>2</sup> 当たりの工事単価に当該家屋の延べ床面積を乗じて得た額 イ 土地1m <sup>2</sup> 当たりの工事単価に当該土地の面積を乗じて得た額 (2) 250万円 (3) 実工事費用			
家屋がない場合	1m <sup>2</sup> 当たりの工事単価	総額の上限	補助率
	土地 1m <sup>2</sup> 当たり 1,000 円	20 万円	2分の1
予算の範囲内で、次に掲げる額のうち最も少ない額を補助基準額とし、補助金の額は、補助基準額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)とする。 (1) 土地1m <sup>2</sup> 当たりの工事単価に当該土地の面積を乗じて得た額 (2) 20万円 (3) 実工事費用			

#### (4) 小野市空き家バンク制度実施要綱（平成25年告示第80号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、空き家等の有効活用を通して、住み替えによる住環境の改善及び定住促進による地域の活性化を図るために実施する空き家バンク制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住の用に供するため建築され、かつ、現に居住の用に供していない建築物及びその敷地をいう。ただし、賃貸借又は分譲を目的とする建築物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売買、賃貸借等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 空き家等の売買、賃貸借等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、当該空き家等の利用を希望する者に対して情報を提供する制度をいう。
- (4) 協力事業者 市内に事務所を有する一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部の会員であって、市と空き家バンク制度に関する協定を締結したものをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

（空き家等の登録申込み等）

第4条 空き家バンク制度に登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書及び空き家バンク登録カードを市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、協力事業者に登録に必要な調査を依頼し、登録を適当と認めたときは、登録番号を付して、空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を空き家バンク登録完了通知書により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンク制度に登録することが適当であると認めるものは、当該空き家等の所有者等に対して空き家バンク制度への登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更）

第5条 前条第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録所有者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

（空き家等の登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等を登録台帳から抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書により登録所有者に通知するものとする。

- (1) 登録所有者から空き家バンク登録抹消届出書の提出があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録台帳に登録した日から2年を経過したとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 登録所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を継続することが適当でないとき。

（空き家等の登録情報の提供）

第7条 市長は、登録台帳へ登録された情報（登録所有者の個人情報を除く物件情報に限る。）を、市のホームページへの掲載、窓口による閲覧等の方法により提供するものとする。ただし、所有者等が登録に関して希望しない事項については、この限りでない。

（空き家等の利用申込み等）

第8条 空き家バンク制度の情報を受け、当該空き家等を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク登録物件利用申込書に誓約書を添えて、希望する登録物件の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、空き家バンク登録物件利用申込通知書により、当該登録物件の登録所有者及び仲介を担当する協力事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた登録所有者及び協力事業者は、遅滞なく申込みを行った利用希望者と空き家等の利用に係る交渉を行い、当該交渉が終了したときは、空き家バンク登録物件交渉結果報告書により市長にその結果を報告するものとする。

（登録所有者及び利用希望者の交渉等）

第9条 登録所有者と利用希望者との間における空き家等の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関する仲介行為は、協力事業者が行うものとし、市長は、直接これに関与しないものとする。

2 空き家等の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決するものとする。

（事務の委託）

第10条 市長は、空き家バンク制度に係る事務の全部又は一部の処理を市長が適当と認める者に委託することができる。

（個人情報の取扱い）

第11条 協力事業者、登録所有者及び利用希望者は、この制度により取得した個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を棄損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、棄損、滅失等の事案が発生した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。

（様式）

第12条 申請書その他書類の様式は、別に定めるところによる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。